

令和4年度

東京都消費生活調査員を募集します!!

東京都では、都民の方々と協働で、消費生活に関する調査を行っています。
この調査結果等により業界や事業者に対して必要な指導等を行い、事業行為の適正化に活用しています。

◆応募要件

消費生活に関心をもつ、**都内に在住**している**令和4年4月1日現在18歳以上**の方（地方公務員を除く。）かつ、電子メールアドレスを保有し、PC・タブレット・スマートフォン等の電子機器でインターネットを利用できる方

◆任 期

委嘱の日から**令和5年3月31日まで**
（都外に転居された時点で、任期終了となります。）

◆募集人数

500人

◆調査内容

(1) A,B,Cのいずれか1区分の調査と、消費生活に関する情報の提供や意見の提出

調査区分	調査内容等
A （食品表示調査） 200人	食品表示法等に基づく食品の表示状況についての店舗調査 （調査5回） ※注
B （表示・広告調査） 200人	景品表示法等に基づく商品やサービスの表示・広告の調査 （調査3回：うち1回は店舗調査） ※注
C （計量調査） 100人	調査員が日常生活で購入した生鮮食品等15点の内容量の調査 （調査6回：はかりは都が提供）

HP「東京くらしWEB」で調査通知文等を御参照の上、郵送される様式に回答し、御返送ください。

※注 A及びBの店舗調査は、調査員ご自身が店舗に出向き店長等の了解を得たうえで調査していただきます。**覆面調査ではありません。**Bの店舗以外の調査は、調査員ご自身で広告（新聞折込チラシ、ポスティング・チラシ、雑誌、フリーペーパー、インターネット広告等）を入手し、表示内容を調査していただきます。

※社会情勢等により、調査内容・回数等は変更となる場合がございます。

(2) 災害時の緊急調査

災害等が発生して都が必要と判断した際に、全調査員に対し、災害時の緊急調査を依頼する場合があります。災害時の緊急調査では、食品や日用品の品不足等の状況を小売店で調査し、インターネットを利用してその結果を都へ報告していただきます。 ※可能な範囲で御協力ください。

◆謝礼金

A,B,Cの調査の実績に応じて支払います（1回**3,000円**）。
災害時の緊急調査は無償です。



制度のあらましや調査方法などの詳細は HP「東京くらしWEB」の『東京都消費生活調査員』Q&Aでご確認ください。

問合せ先

東京都生活文化局 消費生活部 企画調整課 消費者情報担当

☎ 03-5388-3076

[応募方法]

HP「東京暮らしWEB」のトップページバナー「消費生活調査員募集中」から募集ページにアクセスし、以下のいずれかの方法でご応募ください。

東京暮らしWEB

検索



下記 URL より、消費生活調査員募集ページに直接アクセスすることもできます。

「消費生活調査員募集ページ」



URL

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/t_chosain/

(1) インターネット（電子申請システム）による応募

※あらかじめ電子申請システムの「申請者情報登録」が必要です。

下記記入事項①～⑨を電子申請システム上に入力してください。

(2) メールによる応募

下記必要事項①～⑨を記入し、応募先メールアドレスに送信してください。

※送信メールの件名には必ず【調査員応募】と記載してください。

※必要事項の記載様式は自由ですが、「東京暮らしWEB」から「東京都消費生活調査員応募フォーム」をダウンロードすると便利です。

【応募先メールアドレス】

S0000579@section.metro.tokyo.jp

※アドレスに誤りのないよう十分ご注意ください。

[必要事項]

- ①住所 ②氏名(ふりがな) ③年齢(令和4年4月1日現在)
④職業 ⑤連絡先電話番号 ⑥PCからのメールを受け取れる電子メールアドレス ⑦希望する調査区分(希望順位を付けて複数記載、又はA～Cの1区分) ⑧情報の入手方法(広報東京都、東京暮らしWEB等) ⑨応募動機(300～400字程度)

※お送りいただいた個人情報は、消費生活調査員制度以外の目的には使用しません。

[募集期間]

令和4年1月12日(水曜日)から

令和4年2月14日(月曜日)まで(23時59分受信期限)

[選考方法]

地域配分、応募動機等を考慮のうえ選考します。

選考結果は、令和4年3月中旬までに、応募者全員に通知予定です。

[その他]

その他、必要な場合には選任された区分以外の調査を緊急にお願いすることがあります。